

堺市子ども・子育て支援事業計画
中間見直し（案）

堺 市

目 次

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 中間見直しにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し・・・・・・・・ | 7 |
| 4 | 推進事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 23 |

1 中間見直しにあたって

堺市では、平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成 27 年 3 月に「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は、「子どもの健やかな育ちの推進」と「地域と保護者がともに子どもの成長を喜びあえる環境の実現」を基本理念とし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間としています。

計画策定以降、計画に基づき各事業の推進を図っているところですが、子ども・子育て支援をめぐる事業環境や支援ニーズの変化に対して、さらなる対応を講じる必要が生じています。また、国の示す基本指針[※]では、計画に記載した量の見込みが実績と大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて実態を踏まえた計画の見直しを行うこととされています。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（抜粋）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が（中略）認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。（中略）なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

そこで、堺市では、計画のより一層の推進を図るため、国の基本指針に基づき、計画の中間見直しを実施することとし、各事業について、利用実績やニーズを踏まえた所要の修正を行います。

【計画期間】

| 平成 27 年度 (2015) | 平成 28 年度 (2016) | 平成 29 年度 (2017) | 平成 30 年度 (2018) | 平成 31 年度 (2019) | 2020 年度～ 2024 年度 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 現行計画 | | | | | 次期計画 |
| 中間見直しの審議 | | | 中間見直しを反映 | | |

2 教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し

子ども・子育て支援法では、市町村は、教育・保育の提供区域を定め、当該区域ごとに量の見込みや確保方策を定めることとされています。堺市では、教育・保育の提供区域として、1号認定は全市1区域、2号及び3号認定は区ごと7区域を設定し、教育・保育の供給体制を確保するための取組を推進しています。

(1) 見直し理由及び見直し対象

中間見直しにあたっては、国の示す「見直しの要否の基準」に準拠し、以下の見直し理由に該当する14区分について、見直し対象とします。

| 見直し理由 | 見直し対象（該当する区分） |
|--|---|
| 計画策定時の量の見込みに比して、支給認定区分ごとの実績値が10%以上かい離している区分 | 以下の9区分 ・堺区 3号（1・2歳）、3号（0歳） ・東区 2号、3号（1・2歳）、3号（0歳） ・南区 3号（1・2歳） ・北区 3号（0歳） ・美原区 2号、3号（0歳） |
| 10%以上のかい離はないが、平成29年度の実績等により、引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる区分 | 以下の5区分 ・堺区 2号 ・中区 3号（1・2歳） ・西区 2号、3号（1・2歳） ・北区 3号（1・2歳） |

※見直し理由に該当しない区分（1号認定、中区2号・3号0歳、西区3号0歳、南区2号・3号0歳、北区2号、美原区3号1・2歳）については、見直しの対象外とします。

(2) 見直しの考え方

①量の見込みの見直し

見直し対象となる支給認定区分については、平成26年度から平成30年度（平成30年4月入所に向けた平成29年10月末日時点の申込状況をもとにした見込み）までの申込児童数、認可外保育施設の利用状況、幼稚園での預かり保育の利用などの状況を考慮し、平成30年度と平成31年度の量の見込みの見直しを行います。

②必要整備量の見直し

次に、見直し後の量の見込みに対して確保方策（既存の施設）が不足している場合は、平成31年度に必要な整備量（平成31年4月に向けた平成30年度中の整備量）を増やします。また、見直し後の量の見込みに対して確保方策が上回っている場合は、平成31年度に必要な整備量を減らします。

(3) 見直しの内容

見直し前の事業計画では、平成31年度の必要整備量（平成31年4月に向けた平成30年度中の整備量）が全区分で計576人であったところ、見直しにより926人となります。

見直し対象の各区分の見直し内容は、次のとおりです。

■堺区

【見直し対象】

2号、3号（1・2歳）、3号（0歳）

【見直し内容】

<見直し前>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|------|-----|--------|------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 1,377 | 744 | 153 | 1,287 | 711 | 147 |
| 確保方策 | 1,428 | 921 | 261 | 1,428 | 921 | 261 |
| 必要整備量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



<見直し後>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 1,556 | 1,028 | 226 | 1,566 | 1,030 | 237 |
| 確保方策 | 1,428 | 921 | 261 | 1,428 | 921 | 261 |
| 必要整備量 | 0 | 0 | 0 | 138 | 109 | 0 |

■中区

【見直し対象】

3号(1・2歳) ※2号、3号(0歳)は見直し対象外

【見直し内容】

<見直し前>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 1,761 | 1,010 | 214 | 1,865 | 1,046 | 222 |
| 確保方策 | 1,686 | 975 | 266 | 1,686 | 1,010 | 266 |
| 必要整備量 | 75 | 35 | 0 | 179 | 36 | 0 |



<見直し後>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 1,761 | 1,046 | 214 | 1,865 | 1,050 | 222 |
| 確保方策 | 1,686 | 975 | 266 | 1,686 | 1,010 | 266 |
| 必要整備量 | 75 | 35 | 0 | 179 | 40 | 0 |

■東区

【見直し対象】

2号、3号(1・2歳)、3号(0歳)

【見直し内容】

<見直し前>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|------|-----|--------|------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 1,470 | 767 | 181 | 1,708 | 834 | 197 |
| 確保方策 | 1,383 | 708 | 166 | 1,510 | 767 | 181 |
| 必要整備量 | 87 | 59 | 15 | 198 | 67 | 16 |



<見直し後>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|------|-----|--------|------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 1,124 | 703 | 154 | 1,172 | 722 | 160 |
| 確保方策 | 1,383 | 708 | 166 | 1,510 | 767 | 181 |
| 必要整備量 | 87 | 59 | 15 | 0 | 0 | 0 |

■西区

【見直し対象】

2号、3号（1・2歳） ※3号（0歳）は見直し対象外

【見直し内容】

<見直し前>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|------|-----|--------|------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 1,621 | 866 | 180 | 1,615 | 856 | 178 |
| 確保方策 | 1,621 | 942 | 279 | 1,615 | 942 | 279 |
| 必要整備量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



<見直し後>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 1,590 | 1,088 | 180 | 1,652 | 1,090 | 178 |
| 確保方策 | 1,621 | 942 | 279 | 1,615 | 942 | 279 |
| 必要整備量 | 0 | 0 | 0 | 37 | 148 | 0 |

■南区

【見直し対象】

3号（1・2歳） ※2号、3号（0歳）は見直し対象外

【見直し内容】

<見直し前>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 2,212 | 808 | 164 | 2,169 | 789 | 160 |
| 確保方策 | 2,517 | 1,228 | 270 | 2,562 | 1,228 | 270 |
| 必要整備量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



<見直し後>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 2,212 | 1,124 | 164 | 2,169 | 1,097 | 160 |
| 確保方策 | 2,517 | 1,228 | 270 | 2,562 | 1,228 | 270 |
| 必要整備量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■北区

【見直し対象】

3号(1・2歳)、3号(0歳) ※2号は見直し対象外

【見直し内容】

<見直し前>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 2,462 | 1,436 | 303 | 2,484 | 1,442 | 304 |
| 確保方策 | 2,453 | 1,432 | 387 | 2,484 | 1,436 | 387 |
| 必要整備量 | 9 | 4 | 0 | 0 | 6 | 0 |



<見直し後>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 2,462 | 1,623 | 388 | 2,484 | 1,658 | 411 |
| 確保方策 | 2,453 | 1,432 | 387 | 2,484 | 1,436 | 387 |
| 必要整備量 | 9 | 4 | 0 | 0 | 222 | 24 |

■美原区

【見直し対象】

2号、3号(0歳) ※3号(1・2歳)は見直し対象外

【見直し内容】

<見直し前>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|------|----|--------|------|----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 507 | 303 | 65 | 546 | 332 | 71 |
| 確保方策 | 483 | 277 | 59 | 507 | 303 | 65 |
| 必要整備量 | 24 | 26 | 6 | 39 | 29 | 6 |



<見直し後>

(単位:人)

| | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|------|----|--------|------|----|
| | 2号 | 3号 | | 2号 | 3号 | |
| | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 396 | 303 | 51 | 394 | 332 | 50 |
| 確保方策 | 483 | 277 | 59 | 507 | 303 | 65 |
| 必要整備量 | 24 | 26 | 6 | 0 | 29 | 0 |

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し

子ども・子育て支援法第59条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

同法に基づき、堺市では平成27年3月に事業計画を策定し、各事業を実施してきましたが、今回、計画値と実績値との間に大きな乖離がある事業や、新たに施策を追加した事業について、中間見直しを実施します。

| 事業名 | 見直し |
|--|-----|
| 利用者支援事業 | 有 |
| みんなの子育てひろば事業 | 有 |
| 地域子育て支援センター事業 | 有 |
| キッズサポートセンターさかい事業 | 有 |
| 民間保育所等一時預かり事業（民間保育所等）／堺市一時保育事業（公立認定こども園） | 有 |
| 幼稚園型一時預かり事業（私立幼稚園預かり保育推進事業等） | 有 |
| 市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施 | 有 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 無 |
| 育児支援ヘルパー派遣事業 | 無 |
| 子育てアドバイザー派遣事業 | 有 |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 有 |
| 子育て短期支援事業 | 有 |
| 時間外保育事業 | 無 |
| 病児・病後児保育事業 | 有 |
| 放課後児童健全育成事業 | 有 |
| 妊産婦健康診査 | 有 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 有 |
| 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費）） | 有 |

見直し対象事業の見直し内容は、次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供すべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを確実にかつ円滑に利用できるようなコーディネートが必要です。子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、つどいの広場、一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、区役所子育て支援課の子育て支援コーディネーターが支援を行います（基本型）。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健センターの保健師が母子保健コーディネーターとして専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います（母子保健型）。

【見直し理由】

国では、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」の整備を推進しています。本市では、従来の利用者支援事業（基本型）に加え、保健センター保健師の専門性を活かした相談支援を行う母子保健型を実施することにより、両者の連携を取りながら子育て世代への更なる支援につなげていく必要があるため。

【見直し前】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 確保方策 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |



【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-------|------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み | 7 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 確保方策 | 7 | 15 | 15 | 15 | 15 |

※単位

利用者支援事業基本型、利用者支援事業母子保健型の実施箇所数

(2) みんなの子育てひろば事業

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育て関連情報の提供等を実施する地域子育て支援拠点の運営にかかる経費の一部補助を行います。

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集うひろばを設置していくために、「まちかど子育てサポートルーム」と「子どもルーム」を統合・再編し、平成26年10月から新しく「みんなの子育てひろば」として実施しています。概ね中学校区に1か所程度の開設をめざします。

【見直し理由】

計画策定時は、当事業の構築前に実施していた「まちかど子育てサポートルーム」と「子どもルーム」の利用実績をふまえてニーズ量を見込んでいましたが、現在の利用状況を勘案してニーズ量を見直すものです。

【見直し前】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み | 100,200 | 100,200 | 100,200 | 100,200 | 100,200 |
| 確保方策 | 84,000 (30か所) | 100,200 (36か所) | 100,200 (36か所) | 100,200 (36か所) | 100,200 (36か所) |



【見直し後】

| | 平成27年度 (実績) | 平成28年度 (実績) | 平成29年度 (見込み) | 平成30年度 (見直し後) | 平成31年度 (見直し後) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 量の見込み | 64,719 | 71,363 | 76,300 | 81,300 | 85,000 |
| 確保方策 | 64,719 (29か所) | 71,363 (31か所) | 76,300 (33か所) | 81,300 (35か所) | 85,000 (36か所) |

※単位

延べ利用児童数

(3) 地域子育て支援センター事業

【事業内容】

地域の子育て支援の拠点として、育児不安の解消を図るための子育て家庭への支援や、子育てサークル等への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行うとともに、市民ボランティア等の育成や子育て支援関係団体との地域ネットワークの強化に取り組んでいます。

平成26年10月に西区役所内に親子が集い、交流できる常設の広場を開設して以降、平成28年3月までに美原区・中区・東区・南区・北区役所においても同様の広場を開設・運営しています。

【見直し理由】

計画策定時の見込みに比して、区役所子育てひろばの利用が想定より多くなったことから、現在の利用状況を勘案してニーズ量を見直すものです。

【見直し前】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 23,100 | 23,100 | 23,100 | 23,100 | 23,100 |
| 確保方策 | 23,100 (7か所) | 23,100 (7か所) | 23,100 (7か所) | 23,100 (7か所) | 23,100 (7か所) |



【見直し後】

| | 平成27年度 (実績) | 平成28年度 (実績) | 平成29年度 (見込み) | 平成30年度 (見直し後) | 平成31年度 (見直し後) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 量の見込み | 22,675 | 36,862 | 37,000 | 37,000 | 37,000 |
| 確保方策 | 22,675 (7か所) | 36,862 (7か所) | 37,000 (7か所) | 37,000 (7か所) | 37,000 (7か所) |

※単位

延べ利用児童数

(4) キッズサポートセンターさかい事業

【事業内容】

株式会社高島屋・株式会社ボーネルンド・厚生労働省大阪労働局と締結した基本協定書に基づき、子どもとその保護者等が「遊び」を出発点に集い、交流し、気軽に相談できる子育て支援の場を提供することで、子育てに関する不安感や負担感を軽減するとともに、まちの賑わいづくりに資することを目的として、平成26年4月に開設したキッズサポートセンターさかいにおいて、以下の事業を行います。

- (1) 子どもとその保護者等の集い・憩い・交流の場の提供
- (2) 保護者等の子育てに関する相談
- (3) 絵本コーナーの提供・読み聞かせイベント等の実施
- (4) 発達障害児支援事業
- (5) 子育て講習会・父親の育児支援・ワークショップ等の実施
- (6) 親子の室内遊び場「キドキド」（ボーネルンドが事業主体）
- (7) イベントスペースの運営（高島屋が事業主体）
- (8) 堺マザーズハローワークとの提携
- (9) その他

当初計画のとおり、平成26年度から30年度までの5か年事業として、毎年度、事業の検証を行い、効果的に運営を行ってまいります。

【見直し理由】

計画策定時の見込みに比して、当初より市内就学前児童の利用人数が増加しており、現在の利用状況を勘案してニーズ量を修正するものです。

【見直し前】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| 確保方策 | 15,000 (1か所) | 15,000 (1か所) | 15,000 (1か所) | 15,000 (1か所) | 15,000 (1か所) |



【見直し後】

| | 平成27年度 (実績) | 平成28年度 (実績) | 平成29年度 (見込み) | 平成30年度 (見直し後) | 平成31年度 (見直し後) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 量の見込み | 25,173 | 24,610 | 25,000 | 25,000 | 25,000 |
| 確保方策 | 25,173 (1か所) | 24,610 (1か所) | 25,000 (1か所) | 25,000 (1か所) | 25,000 (1か所) |

※単位

「堺市つどい・交流のひろば」における延べ利用児童（市内就学前児童）数

(5) 民間保育所等一時預かり事業（民間保育所等）／堺市一時保育事業（公立認定こども園）

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ、冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、保育所や認定こども園で保育を実施します。

本事業は、保護者の育児負担の軽減等、子育て支援の役割を大きく担っていることから、保育需要に的確に対応するための体制を今後も確保していきます。

【見直し理由】

当初計画策定時の量の見込みでは利用児童数が継続的に増加することとしていたが、実態に合わせ、利用児童数も見直したものの。

【見直し前】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 22,740 | 25,540 | 28,140 | 30,510 | 32,800 |
| 確保方策 | 22,740 | 25,540 | 28,140 | 30,510 | 32,800 |



【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-------|------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み | 20,072 | 17,735 | 18,000 | 18,200 | 18,700 |
| 確保方策 | 20,072 | 17,735 | 18,000 | 18,200 | 18,700 |

※単位

一般型一時預かり事業延べ利用児童数

(6) 幼稚園型一時預かり事業（私立幼稚園預かり保育推進事業等）

【事業内容】

平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業の中で、教育標準時間後に在園児を預かる「幼稚園型一時預かり事業」として実施しています。

【見直し理由】

当初計画策定時の量の見込みでは利用児童数が継続的に増加することとしていたが、子ども・子育て支援新制度へ移行する施設数が頭打ちとなったため、実態に合わせ、利用児童数も見直したものの。

【見直し前】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 49,381 | 77,495 | 84,827 | 104,935 | 122,518 |
| 確保方策 | 49,381 | 77,495 | 84,827 | 104,935 | 122,518 |



【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-------|------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み | 44,352 | 97,421 | 109,605 | 112,260 | 115,260 |
| 確保方策 | 44,352 | 97,421 | 109,605 | 112,260 | 115,260 |

※単位

幼稚園型一時預かり事業延べ利用児童数

(7) 市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施

【事業内容】

待機児童数が多い区域、または待機児童数が多い区域に隣接する区域に立地する市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に在園児の内、本事業の趣旨を理解し希望する者を対象に預かり保育をモデル実施しています。

【見直し理由】

当初計画策定時、それまでの実績を基に量の見込みを設定し、概ね横ばいで推移すると見込んでいたが、本事業の対象となる在園児数、利用実績が減少傾向にあり、量の見込みとの乖離が大きいため。

【見直し前】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 確保方策 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |



【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-------|------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み | 5,873 | 6,284 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |
| 確保方策 | 5,873 | 6,284 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |

※単位

延べ利用人数

(8) 子育てアドバイザー派遣事業

【事業内容】

子育てに関する不安や養育上の問題を抱える家庭や、地域で自主的に運営されている子育てに関するサークル等に対して、市が実施する研修を修了した子育てアドバイザー（市民ボランティア）を派遣し、適切な育児相談、支援等を行います。また、支援等が必要な家庭を早期に把握し、当該家庭に対する見守りや適切な支援につなげるため、初めて出産した家庭全戸に子育てアドバイザーを派遣し、子育てに関する相談に応じたり、養育環境等の把握を行います。

子育ての不安や悩みを抱える家庭に対し、確実に子育てアドバイザーを派遣することができるよう、実施機関である各区役所子育て支援課で着実にコーディネートを行うとともに、子育てアドバイザーに対する研修を行うことにより、更なる支援力の向上につなげていきます。

【見直し理由】

計画策定時と比して、市内にみんなの子育てひろばや区役所子育てひろば等の子育て相談をできる場が増えてきていることなどから、子育てアドバイザー派遣数が減少傾向にあるため。

【見直し前】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|--|--|--|--|--|
| 量の見込み | 85 | 84 | 84 | 83 | 83 |
| 確保方策 | 85 | 84 | 84 | 83 | 83 |
| | 実施体制：490 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー | 実施体制：530 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー | 実施体制：570 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー | 実施体制：610 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー | 実施体制：650 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー |



【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-------|--|--|--|--|--|
| 量の見込み | 59 | 42 | 50 | 50 | 50 |
| 確保方策 | 59 | 42 | 50 | 50 | 50 |
| | 実施体制：494 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー | 実施体制：528 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー | 実施体制：570 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー | 実施体制：610 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー | 実施体制：650 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等： 子育てアドバイザー |

※単位

派遣件数

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

子育ての応援をしたい方（提供会員）と子育ての応援を受けたい方（依頼会員）からなる相互援助活動を行う会員組織を運営します。会員登録を希望する市民が、ファミリー・サポート・センター事務局が実施する研修を修了すると会員登録され、相互援助活動を行います。同センター事務局は、依頼会員からの依頼内容に応じることができる提供会員を調整して双方に紹介し、双方合意の上、活動が開始されます。

円滑な相互援助活動をめざし、提供会員を増やすため、広報活動により力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

【見直し理由】

計画策定時は、過去の利用実績をふまえてニーズ量が増えていくと予測していたが、全体として利用実績が減少傾向にあるため。

【見直し前】

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の 見込み | 就学前 | 9,582 | 10,324 | 11,066 | 11,808 | 12,550 |
| | 就学後 | 7,736 | 7,881 | 8,026 | 8,171 | 8,316 |
| 確保方策 | 就学前 | 9,582 | 10,324 | 11,066 | 11,808 | 12,550 |
| | 就学後 | 7,736 | 7,881 | 8,026 | 8,171 | 8,316 |



【見直し後】

| | | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-----------|-----|------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の 見込み | 就学前 | 6,379 | 5,249 | 5,300 | 5,300 | 5,300 |
| | 就学後 | 8,703 | 7,651 | 7,600 | 7,600 | 7,600 |
| 確保方策 | 就学前 | 6,379 | 5,249 | 5,300 | 5,300 | 5,300 |
| | 就学後 | 8,703 | 7,651 | 7,600 | 7,600 | 7,600 |

※単位

延べ活動件数

(10) 子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、児童養護施設等で養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を行います。

宿泊を伴う「短期入所生活援助事業」と、平日の夕方から夜間にかけての預かりの夜間養護や休日預かりを実施する「夜間養護等事業」があります。

「子育て短期支援事業」は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務が規定されている事業であり、現在本市では市内の児童養護施設4か所、母子生活支援施設1か所及び市外の乳児院1か所で実施していますが、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を図るために、利用者の意向を踏まえた上で、里親などへの事業実施施設数の拡充を図ります。

【見直し理由】

当初計画策定時の量の見込みに対して利用実績が大幅に上回ったため、実態に合わせ見直しを行ったもの。

【見直し前】

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 短期入所生活援助事業 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 |
| | 夜間養護等事業 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 確保方策 | 短期入所生活援助事業 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 |
| | 夜間養護等事業 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |



【見直し後】

| | | 平成27年度 (実績) | 平成28年度 (実績) | 平成29年度 (見込み) | 平成30年度 (見直し後) | 平成31年度 (見直し後) |
|-------|------------|----------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 量の見込み | 短期入所生活援助事業 | 517 | 459 | 500 | 520 | 520 |
| | 夜間養護等事業 | 184 | 260 | 260 | 260 | 260 |
| 確保方策 | 短期入所生活援助事業 | 517 | 459 | 500 | 520 | 520 |
| | 夜間養護等事業 | 184 | 260 | 260 | 260 | 260 |

※単位

延べ利用日数

(11) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により家庭で養育することができない児童を、専用の保育施設で一時的に保育・看護します。

また、施設型病児保育に加え、平成29年度中に、専門のスタッフが児童の自宅等へ出向き、保育を行う訪問型病児保育事業を開始する予定です。

【見直し理由】

本事業計画の目標である施設型5か所の設置を平成28年度に達成した後も施設の未設置区が存在しており、また、施設型が設置されている区においても、居住地によって施設を利用しにくい状況があることなどから、市内全域のニーズをカバーする訪問型を導入したため。

【見直し前】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 2,500 | 2,500 | 2,600 | 2,600 | 2,600 |
| 確保方策 | 2,300 (4 か所) | 2,300 (4 か所) | 2,600 (5 か所) | 2,600 (5 か所) | 2,600 (5 か所) |



【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-------|------------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 量の見込み | 1,232 | 1,770 | 2,600 | 2,600 | 2,600 |
| 確保方策 | 1,232 (5 か所) | 1,770 (5 か所) | 2,600 (5 か所+訪問型) | 2,600 (5 か所+訪問型) | 2,600 (5 か所+訪問型) |

※単位

延べ利用児童数

(12) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の余裕教室等を活用して、様々な活動を行う放課後児童対策事業（のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム）を実施しています。

「のびのびルーム」は、児童の安全確保を図り、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行うことで、自主性・社会性・協調性を養うことを目的としています。

「堺っ子くらぶ」は、子どもたちが豊かな放課後等をすごせるように、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供するもので、留守家庭等児童を対象に、児童の健全育成と子育て支援を目的とする「のびのびルーム」と、希望するすべての児童を対象に、学習の習慣づけを図る「すくすく教室」の2つを連携して実施しています。

「放課後ルーム」は、高学年児童を対象に、学習をはじめ様々な体験・交流活動等の場を提供することで、児童の学習の習慣付け及び意欲や関心を広げることを目的としています。

今後、就労支援事業である放課後健全育成事業を基本とした制度の統一化を図ります。また、全児童対策事業である放課後子供教室については、今後の国の動向をふまえ、実施のあり方について検討します。

【見直し理由】

放課後児童対策事業の利用児童数は増加傾向にあり、平成30年度以降についても、予測を上回る利用児童数の増加が見込まれるため。

【見直し前】

| | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 平成 31 年度 | |
|----------------|---|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| | 小1~3 | 小4~6 | 小1~3 | 小4~6 | 小1~3 | 小4~6 | 小1~3 | 小4~6 | 小1~3 | 小4~6 |
| 量の見込み | 7,800 | 2,200 | 7,900 | 2,200 | 7,950 | 2,250 | 8,000 | 2,300 | 8,050 | 2,350 |
| 確保方策 | 学校共用教室の確保 「放課後子ども総合プラン」の推進（全児童対策事業と一体的・連携運用） | | | | | | | | | |
| 放課後児童健全育成事業 | 6,800 | 1,800 | 6,900 | 1,800 | 6,900 | 1,800 | 6,900 | 1,800 | 6,900 | 1,800 |
| 放課後子供教室（全児童対策） | 1,000 | 400 | 1,000 | 400 | 1,050 | 450 | 1,100 | 500 | 1,150 | 550 |



【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | | 平成 28 年度 (実績) | | 平成 29 年度 (見込み) | | 平成 30 年度 (見直し) | | 平成 31 年度 (見直し) | |
|--------------------|------------------|-------|------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|
| | 小1~3 | 小4~6 | 小1~3 | 小4~6 | 小1~3 | 小4~6 | 小1~3 | 小4~6 | 小1~3 | 小4~6 |
| 量の見込み | 7,654 | 2,315 | 7,949 | 2,542 | 8,351 | 2,691 | 8,830 | 3,060 | 9,050 | 3,500 |
| 確保方策 | 7,552 | 2,241 | 7,874 | 2,439 | 8,347 | 2,674 | 8,830 | 3,060 | 9,050 | 3,500 |
| 放課後児童健全 育成事業 | 6,391 | 1,256 | 6,629 | 1,403 | 7,009 | 1,616 | 7,400 | 1,990 | 7,570 | 2,390 |
| 放課後子供教室 (全児童対策) | 1,161 | 985 | 1,245 | 1,036 | 1,338 | 1,058 | 1,430 | 1,070 | 1,480 | 1,110 |

※単位

量の見込み：各年度 5 月 1 日時点の放課後児童対策事業利用申込者数

確保方策：各年度 5 月 1 日時点の放課後児童対策事業受入児童数

(13) 妊産婦健康診査

【事業内容】

母体と胎児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊娠中から産後に受ける健康診査について公費負担を実施します。

妊婦一人当たり14回分の妊婦健康診査の公費負担額（上限）を拡充（平成27年度101,650円⇒平成29年度118,880円）しています。また、平成29年10月から2回分の産婦健康診査の公費負担（1回あたり5,000円を上限）を実施します。

今後とも、より安心して健やかな妊娠出産を支援します。

【見直し理由】

産後うつ予防など産後初期段階における母子に対する支援を強化するため、産後2週間前後と産後1か月前後の2回産婦健康診査を実施するため。

【見直し前】

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|---|---|---|---|--|--------|
| 量の 見込み | 人数 | 7,335 | 7,284 | 7,255 | 7,161 | 7,061 |
| | 健診回数 | 102,690 | 101,976 | 101,570 | 100,254 | 98,854 |
| 確保方策 | 人数：7,335 健診回数： 102,690 実施場所： 医療機関、助産所 検査項目： 診察、血液検査等 実施時期：通年 | 人数：7,284 健診回数： 101,976 実施場所： 医療機関、助産所 検査項目： 診察、血液検査等 実施時期：通年 | 人数：7,255 健診回数： 101,570 実施場所： 医療機関、助産所 検査項目： 診察、血液検査等 実施時期：通年 | 人数：7,161 健診回数： 100,254 実施場所： 医療機関、助産所 検査項目： 診察、血液検査等 実施時期：通年 | 人数：7,061 健診回数： 98,854 実施場所： 医療機関、助産所 検査項目： 診察、血液検査等 実施時期：通年 | |



【見直し後】

| | | 平成27年度 (実績) | 平成28年度 (実績) | 平成29年度 (見込み) | 平成30年度 (見直し後) | 平成31年度 (見直し後) |
|-----------|------|-------------------------------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 量の 見込み | 人数 | 7,150 | 6,853 | 7,255 | 7,161 | 7,061 |
| | 健診回数 | 100,100 | 95,942 | 94,488 | 114,576 | 112,976 |
| 確保 方策 | 人数 | 7,016 | 6,642 | 7,255 | 7,161 | 7,061 |
| | 健診回数 | 85,956 | 84,501 | 94,488 | 114,576 | 112,976 |
| | | 実施場所：医療機関、助産所 検査項目：診察、血液検査等 実施時期：通年 | | | | |

※単位

人数：妊婦健康診査Ⅰ受診者数 健診回数：妊婦健康診査実施延件数

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

生活保護受給世帯等を対象として、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を給付する事業。

【見直し理由】

当初の計画策定後に実施することとなった事業であるため。

【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-------|------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み | 476 | 403 | 500 | 500 | 500 |
| 確保方策 | 476 | 403 | 500 | 500 | 500 |

※単位

給付児童数

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費））

【事業内容】

障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。これらの事業のうち、量の見込み及び確保方策は、1号支給認定子ども特別支援加配補助費の年間延べ児童数を設定している。

【見直し理由】

当初の計画策定後に実施することとなった事業であるため。

【見直し後】

| | 平成 27 年度 (実績) | 平成 28 年度 (実績) | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 (見直し後) | 平成 31 年度 (見直し後) |
|-------|------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み | 108 | 260 | 276 | 292 | 309 |
| 確保方策 | 108 | 260 | 276 | 292 | 309 |

※単位

1号支給認定子ども特別支援加配補助費の年間延べ児童数

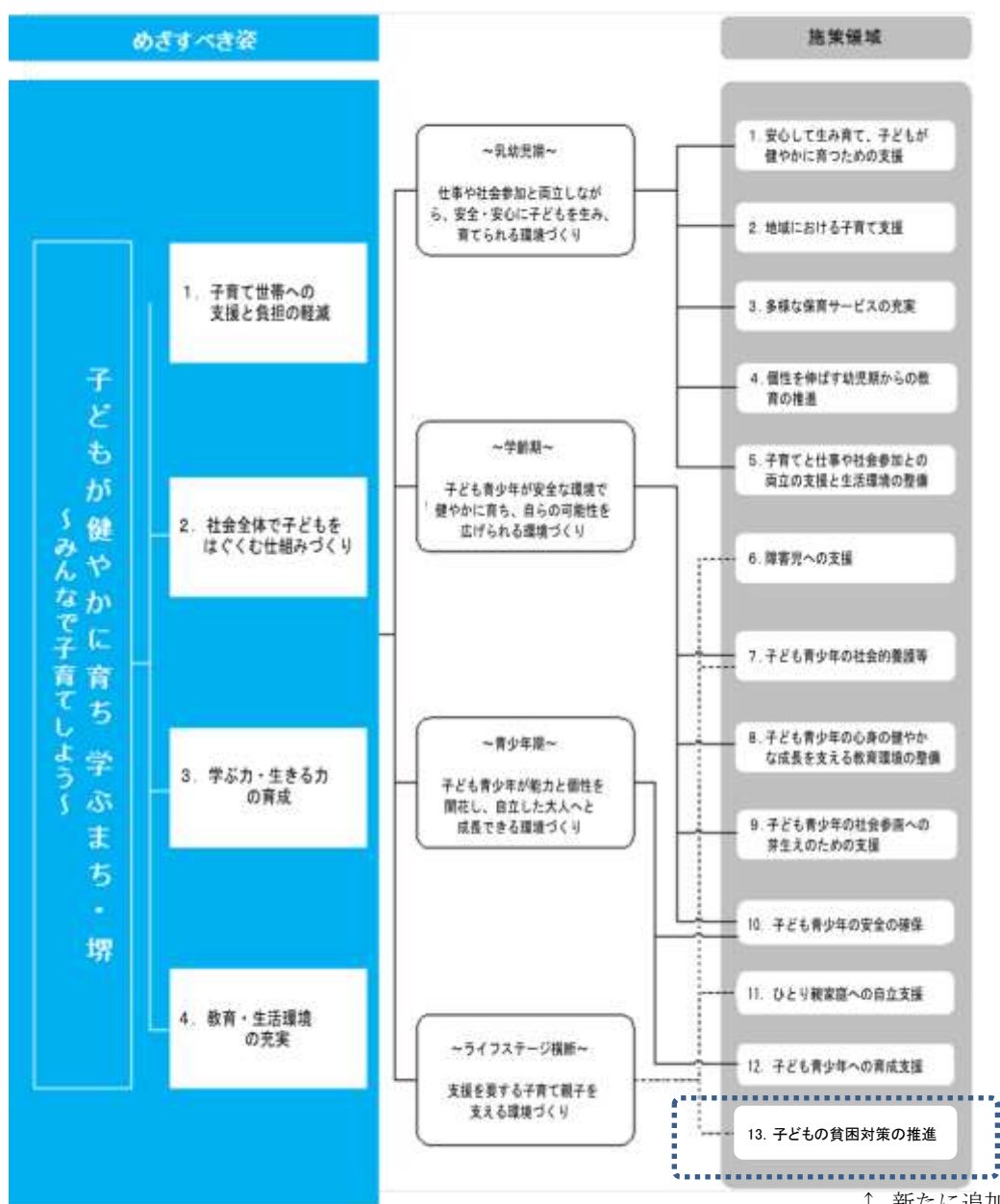
4 推進事業の見直し

堺市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）では、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくりなどのさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っております。

今回の中間見直しにおいては、次の見直しを行います。

(1) 施策領域の追加

計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置づけも持っておりますが、昨今の子どもの貧困をとりまく課題背景を踏まえ、現在実施している多岐にわたる関連事業をあらためて整理し、他の推進事業とともに事業検証・進捗管理を実施していくため、施策領域に「子どもの貧困対策の推進」を追加します。見直し後の施策体系図は、以下のとおりです。



(2) 見直しを実施する推進事業について

各施策領域に掲載の推進事業について、計画策定後の実施状況や利用状況を踏まえて、計画策定時に定めた平成31年度目標事業量等の見直しや、計画策定後に新たに実施している事業の追加等を行います。

推進事業の見直し内容は、次のとおりです。

①安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|-------------------------|-----|---|
| 妊産婦保健指導事業 | 無 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 無 | |
| 特定不妊治療費助成事業 | 無 | |
| 不妊症・不育症支援 | 有 | 平成31年度目標事業量 保健センターや助産師による相談 【見直し前】(延)：150件 【見直し後】(延)：250件 |
| 乳幼児健康診査 | 無 | |
| 乳幼児健康診査後の支援 | 無 | |
| 乳幼児期の栄養指導 | 無 | |
| 乳幼児歯科健康診査と保健指導 | 無 | |
| 疾病・事故予防 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 麻しん風しん混合、四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)の接種率：麻しん風しん混合：95%、 四種混合：95% 【見直し後】 ・麻しん風しん混合の予防接種率：95% ・乳児の予防接種率 四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、BCG：各95% |
| 疾病・事故予防 | 無 | |
| 周産期緊急医療体制整備事業 | 無 | |
| 小児救急医療の充実、かかりつけ医・歯科医の啓発 | 無 | |
| 子ども医療費助成制度 | 無 | |
| 学校における健康教育 | 無 | |
| 学校との連携による健康教育 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】学校と役割分担しながら取り組む 【見直し後】継続して実施 |
| 学校における性教育 | 無 | |
| 学校との連携による性教育 | 無 | |
| 食育体験事業 | 無 | |
| 食育推進のためのネットワークづくり | 無 | |
| 食通信の発行 | 無 | |
| 食育フェアの開催 | 無 | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 食育講演会の開催 | 無 | |
| 親子料理教室の開催 | 無 | |
| こころの健康づくり推進事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 相談者実人数:3,200人 相談者延人数:38,000件 【見直し後】 相談者実人数:2,800人 相談者延人数:38,000件 |
| スクールカウンセラー配置事業 | 無 | |
| 就学援助事業 | 無 | |

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度 目標事業量等 |
|---------------------------------|---|---|
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※平成27年度新規事業 | 生活保護受給世帯等を対象として、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を給付する。 | 給付対象数：500人 |
| 多子世帯利用者負担軽減事業 ※平成28年度新規事業 | 第3子以降の子どもが認定こども園や幼稚園などに通う場合、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、保育料を無償とします。私学助成の幼稚園に通う場合は、実際に園に支払った入園料・保育料を上限に、30万8千円（年額）まで補助します。 | 平成30年度以降、国の幼児教育・保育の無償化の推進を前提とし、第2子への拡充を段階的に実施予定 |

②地域における子育て支援

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|---------------------------|-----|---|
| 利用者支援事業 | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業） | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 子育て短期支援事業（夜間養護等事業） | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| みんなの子育てひろば事業 | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 子育てサロン等の子育て支援活動の推進 | 無 | |
| 公共賃貸住宅の集会所などの活用 | 無 | |
| 地域子育て支援センター事業 | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| キッズサポートセンターさかい事業 | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 子育てのまちづくり事業「堺区 孫育て講座」 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】年間6回程度の実施。地域の子育て支援へつなげていく。 【見直し後】地域の子育て支援者での実施に移行 |
| 東区「子育て広場」事業 | 有 | 「東区ぱぱてらす事業」に事業名の変更 |
| 北区子育てフェスタ | 無 | |
| ママポケットキャラバン事業 | 有 | 事業終了のため、推進事業から削除 |
| baby∞star「いのちありがとうプロジェクト」 | 無 | |
| ひがし・ママスタート応援事業 | 無 | |
| ようきた（北）ね！子育て案内講座 | 無 | |
| さかい子育て応援団事業 | 無 | |
| 子育て情報提供事業 | 無 | |
| 堺市子育て支援情報総合サイト事業 | 無 | |
| 堺市子育て情報ケータイ配信事業 | 有 | 事業終了のため、推進事業から削除 |
| 保育所における地域活動事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】114か所 【見直し後】126か所 |
| さかいマイ保育園事業 | 無 | |
| 子育てアドバイザー派遣事業 | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 育児支援ヘルパー派遣事業 | 無 | |
| パパの育児教室 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】開催回数：5回 参加人数(延)：980人 【見直し後】開催回数：6回 参加人数(延)：1,100人 |
| どこでもセミナー(生涯学習まちづくり出前講座) | 無 | |
| 各区役所での保護者と赤ちゃんへの絵本の配布事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】(美原区)配付冊数:420冊 【見直し後】(美原区)配付冊数:360冊 |
| 東区「待ち時間を親子のふれあい時間へ」事業 | 無 | |
| 放課後児童対策事業(のびのびルーム) | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 放課後ルーム事業 | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |

| | | |
|------------------------|---|--|
| 放課後子どもプランモデル事業(堺っ子くらぶ) | 有 | 「放課後子ども総合プラン事業(堺っ子くらぶ)」に事業名の変更 ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 小学校施設総合開放事業 | 有 | 「小学校施設開放事業」に事業名の変更 |
| 堺市PTA協議会活動 | 有 | 社会教育関係団体支援事業に統合(旧PTA教育振興事業) |
| 土曜日の教育活動研究事業 | 有 | 事業終了のため、推進事業から削除 |
| 家庭児童相談事業 | 無 | |
| 子ども相談所事業(子育て支援関係) | 無 | |
| 児童家庭支援センター事業 | 無 | |
| 教育相談事業 | 無 | |

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度 目標事業量等 |
|----------------------------------|---|-----------------------------|
| 子育て支援情報発信事業 ※平成28年度新規事業 | 子育て層の利用率が高いスマートフォンを活用したアプリ「さかい子育て応援アプリ」を開設し、子どもの生年月日(出産予定日)等の利用者特性に応じたタイムリーな情報提供、地図機能を活用した子育て施設の検索、健診や予防接種のスケジュール管理のサポートなど、子育て家庭が必要とする情報を分かりやすく提供し、育児や家族連れの外出をサポートします。 | 「さかい子育て応援アプリ」のダウンロード数 6,500 |
| さかいチャイルドサポーター育成事業 ※平成27年度新規事業 | 子育て支援の仕事に関心を持ち、小規模保育、家庭的保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等、子育て支援分野に従事することを希望する者及び現に従事する者に対し、国の「子育て支援員」制度に基づき、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を行います。 研修修了者に対しては小規模保育、家庭的保育、一時預かりの保育従事者等として従事することが可能となる、「さかいチャイルドサポーター」として修了証書を交付します。修了証書については、全国の自治体で効力をもちます。 | 継続して実施 |
| 子ども食堂ネットワーク構築事業 ※平成29年度新規事業 | 本市内で子どもを対象として食事を提供する居場所を開設する団体に対して開設準備費用の補助(1か所あたり20万円上限)を行うとともに、実施団体等をつなぐネットワークを形成し、以下の取組を実施する。 ・ネットワーク会議による参画団体間の情報共有 ・参画する子ども食堂の開催日程や取組情報の発信 ・従事者向け研修の実施 ・食材寄付やボランティア等の仲介 ・新たな実施団体の開拓、開設に向けたノウハウ提供 など | さかい子ども食堂ネットワーク参画団体数 90団体 |
| 「堺区子育て応援MAP」作成事業 ※平成29年度新規事業 | 就学前の子どもとその保護者が外出し、交流する場としてニーズの高い、地域の子育てサークル等の活動内容・活動場所や、教育・保育施設情報等を掲載したリーフレット等を作成・配架し、情報発信します。 | 3年程度ごとの発行のため、次は平成32年度に発行予定。 |

③多様な保育サービスの充実

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|--|-----|---|
| 教育・保育施設供給体制の確保 | 有 | ※「2 教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し」に掲載 |
| 延長保育事業 | 無 | |
| 夜間保育 | 無 | |
| 民間保育所等一時預かり事業（民間保育所等）／堺市一時保育事業（公立認定こども園） | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 休日保育事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】定員数:150人、設置数:5か所 【見直し後】定員数:180人、設置数:6か所 |
| 幼稚園型一時預かり事業（私立幼稚園預かり保育推進事業等） | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 病児・病後児保育事業 | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| こども園緊急情報発信メールシステム事業 | 無 | |

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度目標事業量等 |
|--------------------------------------|---|--------------|
| 医療的ケアを必要とする子どもへの保育の充実 ※平成29年度新規事業 | 人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養注入などの医療的ケアを必要とする子どもも安心して預けることができる環境づくりを進めるため、重症心身障害児も利用可能な児童発達支援事業所を併設した、小規模保育事業施設を整備します。 | 継続して実施 |

④個性を伸ばす幼児期からの教育の推進

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|--------------------|-----|--------------------|
| 就学支援ノートの作成 | 無 | |
| 幼児教育堺版スタンダードカリキュラム | 無 | |
| 幼児教育実践研究事業 | 無 | |
| 研究実践園への支援 | 無 | |
| 保育士等就職支援事業 | 無 | |
| 保育士等研修事業 | 有 | 「保育教諭等研修事業」に事業名の変更 |
| 教職員研修 | 無 | |
| 家庭教育支援事業 | 有 | 「親育ち支援事業」に事業名の変更 |
| ワクワクひろば事業 | 無 | |

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度 目標事業量等 |
|------------------------------|---|-------------------------------|
| 保育士等就職促進事業 ※平成28年度新規事業 | 本市への保育士等確保を推進するとともに、子どもを安心して育てることのできる体制整備を行うことを目的に、市内の民間認定こども園等へ勤務することが決定した保育士等を対象として、保育士試験受験講座の受講料等の一部を助成します。 | 国の動向等をふまえ、効果的な保育士確保策の検討を行う。 |
| さかい保育士等就職応援事業 ※平成28年度新規事業 | 本市への保育士等確保を推進するとともに、子どもを安心して育てることのできる体制整備を行うことを目的に、保育士資格を有しており、保育士又は保育教諭として勤務していない方が、堺市内の民間認定こども園等に就職する際に必要な就職準備金を貸し付けます。 | 本事業は、平成28年度から平成30年度までの3年間が対象。 |

⑤子育てと仕事や社会参加との両立の支援と生活環境の整備

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|-----------------------------|-----|--|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 有 | ※「地域における子ども・子育て支援の推進」に掲載 |
| 事業所内保育事業 | 無 | |
| さかいJOBステーション事業 | 無 | |
| 雇用環境の整備等の普及啓発 | 無 | |
| 女性の活躍推進事業 | 無 | |
| 子育て世帯等住まいアシスト事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 供給住宅戸数：100戸／年 【見直し後】 平成31年度に特定優良賃貸住宅の管理が終了し、本事業も終了。（31年度の管理戸数は、35件） |
| 公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用 | 無 | |
| 子育てバリアフリーの推進及び啓発 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 平成27から平成28年度 整備予定延長6.7km 【見直し後】 平成29から平成31年度 整備予定延長3.8km |
| 市営住宅の入居者の募集における子育て世帯の募集枠の確保 | 無 | |
| 都市公園の整備 | 無 | |
| 市営住宅の入居者の募集における福祉世帯の募集枠の確保 | 無 | |

⑥障害児への支援

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|------------------------------|-----|---|
| 障害児保育の充実 | 無 | |
| 放課後児童対策事業における障害のある児童の受け入れの推進 | 無 | |
| 発達障害児等巡回相談事業の推進 | 有 | 「ユニバーサルデザインスクール事業・発達障害児等専門家派遣」に事業名の変更 |
| 支援学校サマーサポート事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 利用実態・ニーズを基に検証を行い、方向性を検討します。 【見直し後】 平成29年度をもって終了 |
| 障害児等療育支援事業の充実 | 無 | |
| 児童発達支援センターにおける療育の充実 | 無 | |
| 障害者（児）自立生活訓練事業の推進 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 身体障害者（児）対象事業所：1か所、知的障害者（児）対象事業所：1か所 【見直し後】 障害者（児）対象事業所：5か所 |
| 子ども相談所事業(障害児支援関係) | 無 | |
| 発達障害児(者)支援事業 | 無 | |
| 発達障害者支援センター運営事業 | 無 | |
| 私立幼稚園発達障害児等巡回相談事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 全園での本事業の実施 【見直し後】 巡回相談を希望する全ての幼稚園での本事業の実施 |
| 障害者基幹相談支援センター事業 | 無 | |
| 「あい・ふぁいる」活用推進事業 | 無 | |

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度 目標事業量等 |
|---------------------------------|---|--|
| 市立児童発達支援センター整備事業 ※平成27年度新規事業 | 就学前児童の安全・安心な療育環境をめざすとともに、施設機能をより充実するため、隣接の子ども相談所跡地を含めて活用し、「えのきはいむ」及び「第2もず園」を一体的に建替え整備します。 | ・平成30年度中に新築工事完了 ・平成31年度（仮称）新第2もず園開所 |

⑦子ども青少年の社会的養護等

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|------------------------------|-----|---|
| 家庭養護（里親・ファミリーホーム）の推進 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 里親登録数：40組、里親委託児童数：38人、里親委託率：10.89% 【見直し後】 里親登録数：70組、里親委託児童数：44人、里親委託率：13.06% |
| 施設養護の充実 | 無 | |
| 専門的ケアの充実及び人材確保・育成 | 無 | |
| 児童養護施設等退所者等支援 | 無 | |
| 家族支援及び地域支援の充実 | 無 | |
| 子どもの権利擁護の推進 | 無 | |
| 母子生活支援施設措置等事業 | 無 | |
| 児童自立支援施設整備事業 | 無 | |
| 子ども虐待防止事業 | 無 | |
| 子ども相談所事業（児童虐待対応関係） | 無 | |
| 一時保護所事業 | 無 | |
| 24時間電話相談 | 無 | |
| 生徒指導アシスタント派遣事業 | 無 | |
| SAT緊急対応事業 スクールサポートチーム派遣事業 | 有 | SAT緊急対応事業は27年度をもって終了 |
| スクールソーシャルワーカー活用事業 | 無 | |

※他の施策領域からの再掲事業

家庭児童相談事業、児童家庭支援センター事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育てアドバイザー派遣事業、スクールカウンセラー配置事業

⑧子ども青少年の心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|-------------------------|-----|--|
| 堺自然ふれあいの森 | 無 | |
| ソフィア・堺プラネタリウム | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 プラネタリウム観賞人数40,000人、天体観測会参加人数2,000人、講演会参加人数:1,000人 【見直し後】 プラネタリウム観賞人数 41,600人、天体観測会参加人数3,200人、講演会参加人数 650人 |
| 科学技術や自然環境に対する意識の高揚 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】事業の再構築 【見直し後】継続して実施 |
| 堺市東吉野キャンプ場の管理運営 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 団体利用状況:15団体/(延)1,000人、家族利用状況:60家族/(延)800人 【見直し後】 団体利用状況:18団体/(延)1,300人、家族利用状況:60家族/(延)850人 |
| 日高少年自然の家管理運営 | 無 | |
| ジュニアスポーツ教室 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 継続して実施 【見直し後】 事業内容の見直しを図りながら、継続実施する予定。 |
| 部活動推進事業 | 無 | |
| 青少年センター及び青少年の家青少年健全育成事業 | 無 | |
| 青少年交流事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 継続して実施 【見直し後】 事業内容の見直しを図りながら、継続実施する予定。 |
| こども館活動 | 有 | 「こども館事業」に事業名の変更 平成31年度目標事業量 【見直し前】参加人数: 26,000人 【見直し後】参加人数: 32,000人 |
| 子ども読書活動の推進 | 無 | |
| 親子でチャレンジアートinひがし | 無 | |
| 堺・スタンダード茶の湯体験 | 無 | |
| 堺ウェリントン青少年交流事業 | 無 | |
| 体験学習会 | 無 | |
| キャリア教育推進事業 | 無 | |
| ちびっこ老人憩いの広場の整備事業 | 無 | |
| 阪田三吉名人杯将棋大会 | 無 | |
| 堺・スクールサポーター活用事業の推進 | 無 | |
| 交響楽団芸術鑑賞事業 | 無 | |
| 堺エコロジー大学一般講座 | 無 | |

| | | |
|-------------------|---|---|
| 熊野本宮子どもエコツアー | 有 | 「堺エコロジー大学ジュニアコース」に事業名の変更。 平成29年度新規拡充事業 平成31年度目標事業量 【見直し前】3泊4日程度で実施 【見直し後】継続して実施 |
| トップレベルチームとの連携事業 | 無 | |
| 競技スポーツ大会出場奨励金事業 | 無 | |
| 西区こども芸術鑑賞会 | 無 | |
| 教育IT化推進事業 | 有 | 「学校教育ICT化推進事業」に事業名の変更 平成31年度目標事業量 【見直し前】研修受講者数(延):2,000人 【見直し後】継続して実施 |
| 教育情報ネットワークの整備 | 無 | |
| 小中一貫教育・学力向上推進事業 | 無 | |
| 体力向上推進事業 | 無 | |
| 堺マイスタディ事業 | 無 | |
| ネットいじめ防止プログラム実施事業 | 無 | |

※他の施策領域からの再掲事業

親育ち支援事業

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度 目標事業量等 |
|--------------------------------|---|------------------|
| ごみ減量出前講座 | 幼少時からごみの減量・リサイクルについての関心を高めるため、市職員が小学校・幼稚園・保育所(園)に出向き、出前講座を実施しており、授業参観では保護者も含めた啓発を行っています。講座では、環境マスコットキャラクター「ムーヤん」も活用し、より身近で親しみやすく学んでもらえるよう工夫しています。 | 応募件数の増加を継続的に図る |
| ごみ減量ポスター・川柳展 | 園児から中学生までを対象に、ごみの減量化・リサイクルに関するポスターを募集し、審査・表彰を行うとともに、作品を展示することで市民啓発を行っています。 | 応募件数の増加を継続的に図る |
| 親子向けごみ減量啓発事業 | 夏休み時期に親子でごみの減量・リサイクルについての知識と理解を深めてもらうための各種事業を開催しています。 | 継続して実施 |
| 区教育・健全育成会議等運営事業 ※平成27年度新規事業 | 区域の教育・健全育成に係る課題の解決及び施策事業の推進に関して、調査・審議を行い、提言・報告を行います。そこで得た提言等を反映した施策・事業を実施することで、地域の教育力の向上及び健全育成の充実を図ります。また、区教育・健全育成相談窓口で区域の保護者や学校等からの子どもの教育や健全育成に関する相談に応じ、関係機関や学校との連携を図りながら、問題解決を図ります。 | 継続実施 |

⑨子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|-------------------------------|-----|--|
| 鋳物づくり体験講座 | 有 | 事業終了のため、推進事業から削除 |
| 南区区民まちづくり会議 交流班提案「地域間交流」事業 | 無 | |
| 東区子どものまちづくり体験事業 | 有 | 事業終了のため、推進事業から削除 |
| みなみ交流 E・K・I・D・E・N | 無 | |
| 英語教育推進事業(小学校) | 無 | |
| 英語教育推進事業(中学校・高等学校) | 無 | |
| 人権学習の推進 | 無 | |
| 青年人権活動推進事業補助 | 有 | 「堺市人権教育推進協議会事業補助」に事業名の変更 平成31年度目標事業量 【見直し前】 国際交流事業海外派遣人数(実):12人、国内交流(啓発パネル展示等)来場者数:1,000人、海外派遣報告集会等参加者数:1,000人、出前講座参加者数:1,000人 【見直し後】 国際交流事業海外派遣人数(実):12人、国内交流(啓発パネル展示等)来場者数(延):1,000人、海外派遣報告集会等参加者数(延):500人、出前講座参加者数(延):800人、ヤングサンタ訪問家庭数(実):20家庭 |
| 明るい選挙啓発ポスター・書道コンクール | 無 | |

※他の施策領域からの再掲事業

キャリア教育推進事業、堺ウェリントン青少年交流事業

⑩子ども青少年の安全の確保

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|----------------------|-----|--|
| 「こども110番」運動の推進 | 無 | |
| 子どもを守る地域ぐるみの取り組みの推進 | 無 | |
| 地域安全推進事業 | 無 | |
| 堺市安全安心メール | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】登録者数：22,000件 【見直し後】登録者数：23,000件 |
| 保育所の耐震化事業 | 有 | 事業終了のため、推進事業から削除 |
| 幼児・児童に対する交通安全教育の推進 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 実施回数 保育所98回、幼稚園62回、小学校96回、特別支援学校5回、計261回 【見直し後】 実施回数 全小学校での実施95回、保育所、幼稚園、子ども園、特別支援学校等、保育・教育施設での実施175回 計270回 |
| 学校安全指導員派遣事業 | 無 | |
| SAFEプログラム | 無 | |
| いじめ・暴力防止CAPプログラム事業 | 無 | |
| 青少年社会環境実態調査（大阪府委託事業） | 無 | |

※他の施策領域からの再掲事業

スクールサポートチーム派遣事業、学校教育ICT化推進事業

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度目標事業量等 |
|-------------------------|--|--|
| 地域安全推進事業 ※平成28年度新規事業 | 子どもの安全を確保し、市内で発生する犯罪等を防止するため、市内小学校の敷地を活用し、学校外周地域に向け公設の防犯カメラを設置します（子ども安全防犯カメラ設置事業）。 | H28年度に市内全小学校93校に合計102台設置したものを、引き続き運用します。 |

⑪ひとり親家庭への自立支援

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|-------------------------|-----|-------|
| ひとり親家庭等支援事業（母子・父子自立支援員） | 無 | |
| ひとり親家庭交流事業（堺ふおーらむ広場） | 無 | |
| 認定こども園や保育所などへの優先利用調整の推進 | 無 | |
| のびのびルームの優先的利用の推進 | 無 | |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 無 | |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 無 | |
| 自立支援給付金事業 | 無 | |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付事業 | 無 | |
| 母子父子自立支援プログラム策定事業 | 無 | |
| 養育費に関する相談・啓発・情報提供事業 | 無 | |
| 児童扶養手当 | 無 | |

※他の施策領域からの再掲事業

母子生活支援施設措置等事業、病児・病後児保育事業、夜間保育、休日保育、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）、子育て短期支援事業（夜間養護等事業）

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度 目標事業量等 |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| ひとり親家庭学び直し支援事業 ※平成28年度新規事業 | ひとり親家庭の父母または子（児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること）を対象に、高等学校卒業程度認定試験のための講座（受講前に指定を受けること）を受講し、修了した際に受講費用の2割（受講修了時給付金。上限10万円）を支給、合格した場合に受講費用の4割（合格時給付金。受講修了時給付金と合わせて上限15万円。ただし、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合）を支給します。 | 受講修了時給付金 6名 合格時給付金 2名 |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ※平成28年度新規事業 | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の父母に対し、養成機関入学時に、入学準備金として50万円及び養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸し付けます。なお、養成機関の課程を修了しかつ資格取得した日から1年以内に資格を生かして就職し、指定の区域内で5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除します。（事業期間：平成28年度～30年度） | 本事業は、平成28年度から平成30年度までの3年間で対象。 |

⑫子ども青少年への育成支援

【当初掲載事業の見直し】

| 事業名 | 見直し | 見直し内容 |
|---------------------------------|-----|--|
| 堺市子ども会育成協議会事業 | 有 | 社会教育関係団体支援事業に統合（旧青少年団体育成事業） |
| 堺元気っ子づくり推進事業 | 無 | |
| 青少年指導員地域活動支援事業 | 無 | |
| 堺市スポーツ少年団 | 無 | |
| 殿馬場中学夜間学級 | 無 | |
| さかいJOBステーション事業 | 無 | |
| 就職支援プログラム事業 | 有 | 「地域人材育成強化事業」に事業名の変更 |
| こころの健康センター地域支援事業 | 有 | 平成31年度目標事業量 【見直し前】 新規相談事例の増加に対応できる体制の整備と継続相談事例の効果的な支援のためにスタッフのスキルアップと関係機関との連携を推進していきます。 【見直し後】 ひきこもりサポーター養成派遣事業の強化と地域における支援体制の整備を推進していきます。サポーター活動実績：400回以上 |
| 7月非行防止月間推進事業 | 無 | |
| ユースサポートセンター運営事業（子ども・若者総合相談センター） | 無 | |
| ユースサポートセンター運営事業（堺市若者サポートステーション） | 有 | 「ユースサポートセンター運営事業（堺地域若者サポートステーション）」に事業名の変更 |

※他の施策領域からの再掲事業

こころの健康づくり推進事業、家庭児童相談事業、子ども相談所事業、児童家庭支援センター事業、教育相談事業

⑬子どもの貧困対策の推進

【新たに追加する事業】

| 事業名 | 事業概要 | 平成31年度 目標事業量等 |
|------------------|---|-------------------------------------|
| 学習と居場所づくり支援事業 | 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校生等を対象として、無料で学習できる場であり居場所となる場を提供し、学習習慣や日常生活習慣の形成、社会性の育成、職業観や就業観の醸成、自己肯定感の向上、高等学校等からの中途退学を未然に防止するための支援等を行うとともに、家庭訪問や面談等による支援も実施します。 | より効果的な事業となるよう事業内容等の充実を図り、継続して実施します。 |
| キャリアサポート事業 | 生活保護受給者及び生活困窮者に対し、民間事業者への業務委託による「キャリアサポート事業」を実施します。 生活保護受給者に対しては、キャリアカウンセラーによる「キャリアカウンセリング」、支援対象者一人ひとりに応じた「求人開拓」、就労に向けた知識や技術を習得する「集中・集団支援」等を効果的に連携させ、強力かつきめ細やかな就労支援を行います。また、生活困窮者に対しては、自立相談支援機関に、就労支援に関するスキルやノウハウをもつ就労支援員を配置し、相談支援員との連携によるきめ細やかな就労支援を行います。 | 継続実施 |
| 生活保護受給者等就労自立促進事業 | ハローワークに配置される就職支援ナビゲーターとの連携により、求人情報の提供、職業相談・職業紹介を行うことで、生活保護受給者等の就労促進を図ります。 | 継続実施 |
| 被保護者就労促進事業 | 各区生活支援課に就労支援相談員を配置し、ハローワークへの同行等生活保護受給者への求職活動支援、雇用情勢の分析、ハローワークとの調整等、就労に向けた支援を行います。 | 継続実施 |
| 生活困窮者就労準備支援事業 | 一般就労が難しい生活困窮者に対し、本人の状況や就労に向けた準備を整える支援を実施します。具体的には、日常生活自立(生活リズム等)、社会生活自立(対人関係、意欲喚起等)、就労自立(職場体験等)に関する支援を行い、本人の状況に応じた基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施します。 | 継続実施 |
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者の総合相談窓口として、自立相談支援機関を開設しています。相談内容に応じたアセスメントを実施し、一人ひとりの状態に応じた自立支援計画を策定のうえ、計画に基づき、生活困窮状態から脱するための包括的・継続的な相談支援や就労支援等を行います。 | 継続実施 |
| 生活困窮者住居確保給付金 | 離職等により住宅を喪失した方・喪失のおそれのある方の就職活動を支えるため、原則3か月(一定の条件のもと延長可能)、家賃相当額(上限額あり)を支給します。 | 継続実施 |
| 生活保護(教育扶助等)の支給 | 生活保護受給世帯の児童又は生徒に係る学校給食費や正規の教材代等については、生活保護制度において保護者が負担すべき給食費の額等を教育扶助費として支給すると定められており、引き続き対象者への支給を継続します。 生活保護受給者が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件のもと、就学に係る費用を生業扶助(高等学校等就学費)として支給することとなっています。今後も対象者への支給を継続します。 生活保護受給者の自立の助長を図ることを目的として、安定した職業についたこと等の事由により保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給するものとされています。今後も対象者への支給を継続します。 生活保護受給者であって、一定の要件を満たす方については、原則6か月以内の期間において月額5,000円の就労活動促進費を支給することができるとされています。今後も対象者への支給を継続します。 | 継続実施 |

| | | |
|-----------------------------|--|--------------------------|
| 就労や早期の保護脱却に資する経費についての収入認定除外 | 生活保護受給世帯の高校生の就労収入については、本人の高校卒業後の大学の進学費用等に係る経費に充てられる等、一定の要件を満たせば収入として認定しないものとして取り扱って差し支えないとされています。今後も就労収入の使途を丁寧に聞き取りの上、対象となる場合は収入として認定しない取扱いとします。 | 継続実施 |
| ケースワーカーや就労支援相談員等への研修の実施 | 生活保護担当ケースワーカーに対しては、相談援助技術の向上等を目的とし、新任・新採ケースワーカー研修を実施するとともに、厚生労働省が実施する生活保護担当ケースワーカー全国研修会等への参加を継続します。 各区生活援護課に配置している就労支援相談員は、雇用情勢や職業安定情勢等に関する知識の習得等を目的とし、生活保護就労支援員全国研修会に参加します。 自立相談支援機関の相談支援員等に対しては、効果的な相談及び就労等の支援技術の習得等を目的とし、厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修への参加を推進します。 | 継続実施 |
| 保健センターにて妊娠届出時の全件面接・相談支援 | 保健センターで妊娠届出をされた全員の方に保健師が面接を行い、妊娠中から子育て期に支援が必要な方を、適切な支援につなげます。 | 継続実施 |
| 身元保証人確保対策事業 | 児童養護施設等を退所する子どもが就職や住宅を貸借する際に、施設長等が保証人となった場合に、万一保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額を補償するもの。 | 継続実施 |
| 堺市子ども・若者支援地域協議会 | ひきこもり・不登校・ニート・非行などの困難を抱える子ども・若者やその保護者への支援を行うため、教育、福祉、保健・医療、雇用等各分野の関係機関による地域支援ネットワークづくりを推進する。 | 代表者会議 1回開催 実務者会議 6回開催 |
| 寡婦(夫)控除のみなし適用 | 所得状況が同一でありながら、保育料の金額に差異がでること児童の処遇に不利益が生じる可能性を解消するため、婚姻歴がなく税法上の寡婦(夫)控除が適用されていないひとり親家庭に対し、保育料算定にあたり、寡婦(夫)控除があるものとみなし、税額を再計算することにより保育料の負担軽減を図ります。 | 継続実施 |
| 地域就労支援事業 | 働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因により就労の機会に恵まれない方を対象にした就労支援として、個別相談や求人情報などの提供、職業能力開発講座の開催などを実施する堺市地域就労支援センターを(公財)堺市就労支援協会内に設置しています。また、センターでは独自の無料職業紹介を実施しているほか、ハローワークの求人検索機を設置しており、求人を自由に閲覧できます。 | 相談件数 1,600件(年間) |
| 住まい探し相談会の開催 | 大阪府・市町村・不動産関係団体で構成し、低額所得者、高齢者、子育て世帯等が安心して住まいを確保できる環境を整備することを目的とした、Osakaあんしん住まい推進協議会に本市も参画しており、同協議会との共催にて、堺市内在住の子育て世帯等を対象に住まい探しの相談会を年1回程度実施している。 | 継続実施 (年1回以上相談会開催) |
| 奨学金事業 | 教育の機会均等を図るため経済的理由により修学が困難な高校1年生等に対して、基金の利子収入等を財源として1人当たり32,000円を給付している。 ※国及び大阪府による「奨学のための給付金」制度の実施を契機に、より効果的な修学支援となるよう平成27年度より制度を改めて実施 | 継続実施 |
| 支援学級等就学奨励事業 | 市立小・中学校に在学する障害のある児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、学用品費等の就学奨励費を支給しています。 | 継続実施 |

※他の施策領域からの再掲事業

乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児期の栄養指導、子ども医療費助成制度、スクールカウンセラー配置事業、就学援助事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、子育て短期支援事業、子育てアドバイザー派遣事業、育児支援ヘルパー派遣事業、放課後児童対策事業(のびのびルーム等)、子ども食堂ネットワーク構築事業、教育・保育施設供給体制の確保、延長保育事業、夜間保育、民間保育所等一時預かり事業(民間保育所等)／堺市一時保育事業(公立認定こども園)、休日保育事業、私立幼稚園預かり保育推進事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、市営住宅の入居者の募集における子育て世帯の募集枠の確保市営住宅の入居者の募集における福祉世帯の募集枠の確保、家庭養護(里親・ファミリーホーム)の推進、施設養護の充実、児童養護施設等退所者等支援、母子生活支援施設措置等事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、青少年センター及び青少年の家青少年健全育成事業、堺マイスタディ事業、ひとり親家庭等支援事業(母子・父子自立支援員)、認定こども園や保育所などへの優先利用調整の推進、のびのびルームの優先的利用の推進、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援給付金事業、母子父子寡婦福祉資金の貸付事業、母子父子自立支援プログラム策定事業、児童扶養手当、ひとり親家庭学び直し支援事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、殿馬場中学夜間学級、さかいJOBステーション事業、ユースサポートセンター運営事業